

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長 殿

【提出日】 平成21年5月15日提出

【計算期間】 第3期
(自平成20年2月16日 至 平成21年2月16日)

【ファンド名】 MDAM・DC日本株式アクティブ・ポートフォリオ
(旧ファンド名：明治ドレスナーDC日本株式アクティブ・ポートフォリオ)

【発行者名】 MDAMアセットマネジメント株式会社
(旧社名：明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社)

【代表者の役職氏名】 代表取締役 佐藤 公俊

【本店の所在の場所】 東京都港区北青山三丁目6番7号

【事務連絡者氏名】 末富 幸子

【連絡場所】 東京都港区北青山三丁目6番7号

【電話番号】 03-5469-3867

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

MDAM・DC日本株式アクティブ・ポートフォリオは、信託財産の成長をはかることを目的として、運用を行います。ファンドは、社団法人投資信託協会による分類方法において、「追加型投信/国内/株式」に商品分類され、属性は下記に区分されます。

「追加型投信/国内/株式」とは、一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドであり、目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産（株式）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

<ファンドの属性およびその定義>

1. 投資対象資産による属性区分 : その他資産(投資信託証券(株式 一般))
目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信ではないその他資産である投資信託証券(親投資信託など)を通じて、主として株式(大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいいます。)へ投資を行う旨の記載があるものをいいます。
2. 決算頻度による属性区分 : 年1回
目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
3. 投資対象地域による属性区分 : 日本
目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
4. 投資形態による属性区分 : ファミリーファンド
目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいいます。

当ファンドが該当しないその他の商品分類および属性区分の定義等については、社団法人投資信託協会ホームページ(URL:<http://www.toushin.or.jp/>)で閲覧が可能です。

信託金の限度額：上限1,000億円

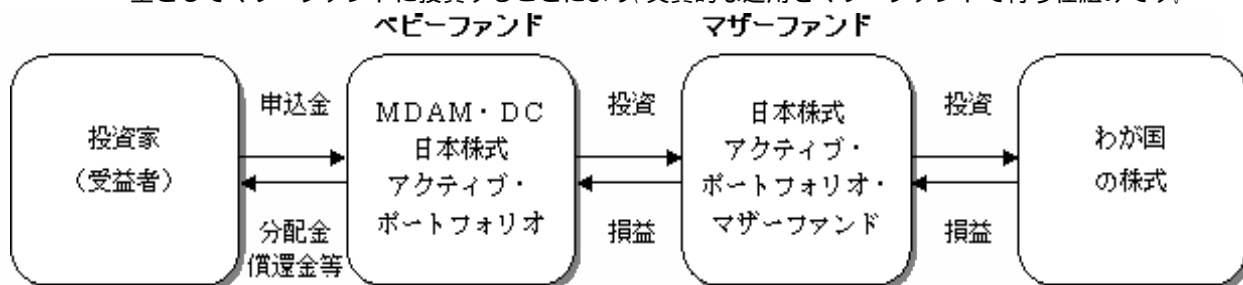
ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(2)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

運用にあたってはファミリーファンド方式を採用し、主として、日本株式アクティブ・ポートフォリオ・マザーファンド受益証券に投資することにより、実質的な運用をマザーファンド(以下「親投資信託」ともいいます。)で行う仕組みになっています。

「ファミリーファンド方式」とは、お客様からご投資いただいた資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



委託会社等及びファンドの関係法人

1. 委託会社（委託者）： MDAMアセットマネジメント株式会社

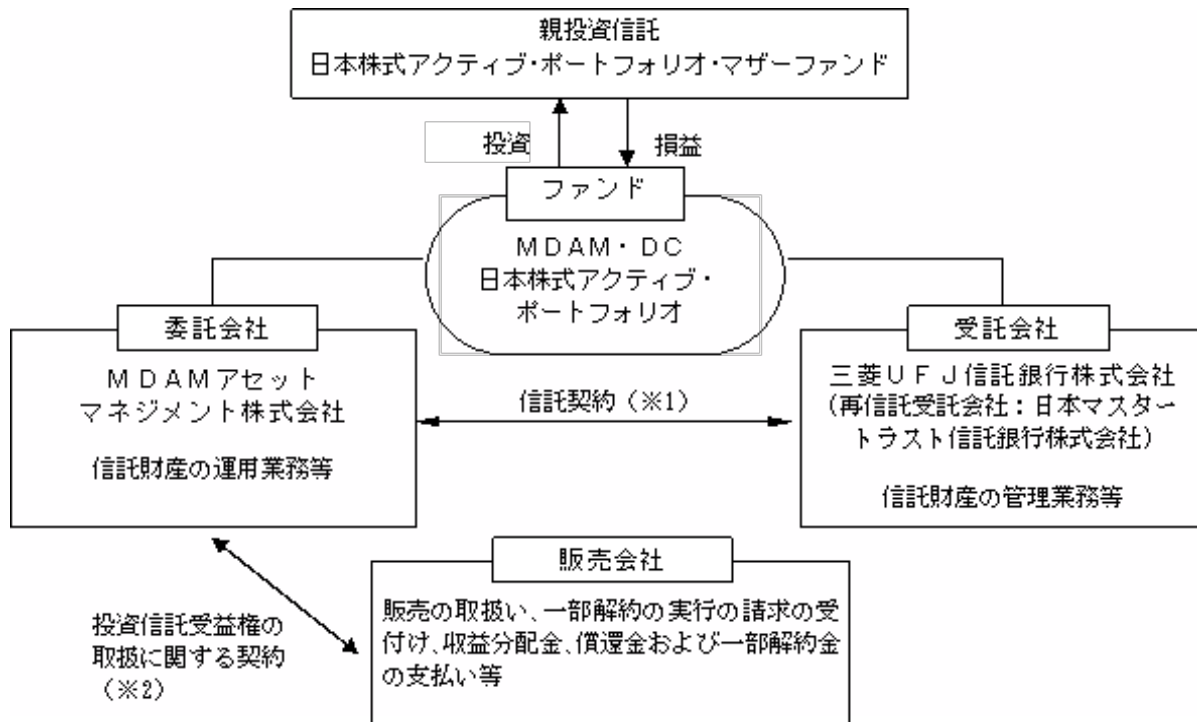
信託財産の運用指図、投資信託説明書(目論見書)及び運用報告書の作成等を行います。

2. 受託会社（受託者）： 三菱UFJ信託銀行株式会社

信託財産の保管・管理業務等を行います。（なお、受託者は信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することがあります。）

3. 販売会社

ファンドの販売会社として販売の取扱い、一部解約実行の請求の受付け、収益分配金、償還金等の支払い、運用報告書の交付等を行います。



1 信託契約

委託会社と受託会社との間において「信託契約（信託約款）」を締結しており、委託会社及び受託会社の業務、受益者の権利、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託期間、償還等を規定しています。

2 投資信託受益権の取扱いに関する契約

委託会社と販売会社との間において「投資信託受益権の取扱いに関する契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取扱い、収益分配金及び償還金の支払い、買取り及び解約の取扱い等を規定しています。

委託会社等の概況

1. 資本金の額（本書提出日現在） 10億円

2. 委託会社の沿革

昭和61年11月：コスモ投信株式会社設立

平成10年10月：ディーアンドシーキャピタルマネージメント株式会社と合併、商号を「コスモ投信投資顧問株式会社」に変更

平成12年2月：商号を「明治ドレスナー投信株式会社」に変更

平成12年7月：明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社と合併、商号を「明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社」に変更

平成21年4月：商号を「MDAMアセットマネジメント株式会社」に変更

3. 大株主の状況（本書提出日現在）

氏名又は名称	住所	所有株式数	発行済株式総数に対する所有株式数の割合
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	11,340株	90%

アリアンツ・グローバル・インベスターズ アジア・パシフィック ゲー・エム・ベアー・ハー	ドイツ, 80335 ミュンヘン ジーデル シュトラーセ 24 - 24a	1,261株	10%
---	---------------------------------------	--------	-----

2【投資方針】

(1)【投資方針】

運用方針

この投資信託は、日本株式アクティブ・ポートフォリオ・マザーファンドへの投資を通じて、わが国の株式に投資し、信託財産の成長をめざして積極的な運用を行います。

投資対象

わが国の株式を主要投資対象とする日本株式アクティブ・ポートフォリオ・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。なお、当該株式に直接投資する場合があります。

投資態度

1. TOPIX(東証株価指数)をベンチマークとし、これを中長期的に上回る運用成果をめざします。

TOPIX（東証株価指数）は、日本国内の株式市場の動向を的確に表すために、株式会社東京証券取引所が公表する株価指数で、東京証券取引所第一部に上場されている全ての株式の時価総額を指数化したものです。TOPIXの指数値及びTOPIXの商標は、株式会社東京証券取引所の知的財産であり、株価指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利及びTOPIXの商標に関するすべての権利は株式会社東京証券取引所が有します。また、同社は当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

2. 株式の実質投資組入比率は原則として高位を保ちます。

3. リサーチを最重要視しファンダメンタルズ分析、ボトムアップ型リサーチに基づく成長株への投資が運用パフォーマンスの向上に繋がるとの考えに基づいて運用を行います。

4. 主としてTOPIX500に含まれている銘柄の中から、アナリストおよびポートフォリオ・マネジャーによるファンダメンタルズ分析、企業への訪問・ヒアリングをベースとして、企業の成長性、クオリティーおよびバリュエーション（企業価値評価）を重視した銘柄選定を行います。

5. 運用にあたっては、当社の運用プロセスでポートフォリオの構築、リスクコントロールを行います。

調査ユニバースの作成

時価総額が大きな銘柄、業種を代表する銘柄、アナリスト注目銘柄の中から調査ユニバース(調査対象となる銘柄群リスト)を作成します。

銘柄評価

)成長性、クオリティー、バリュエーションの3つを共通の判断基準とし、個別銘柄の評価を行います。

A.成長性（Growth）

市場の成熟度合、価格決定力、国際競争力等の観点から、持続的な収益の成長力を調査し、評価します。

B.クオリティー（Quality）

経営内容の質、経営陣への信頼、財務体質等を調査し、対象企業のクオリティーを見極めます。

C.バリュエーション（Valuation）

収益、キャッシュフロー、資産価値に照らして株価が同業他社と比較して割安か否かなどを評価します。

)調査対象企業への直接訪問や来社等による経営トップや財務・IR担当者等との面談、企業主催の決算説明会等への参加を通じて個別企業の調査を行います。

)財務分析等を通じて、収益予想を行います。

)これらの銘柄評価を受けて、アナリスト・レポートを作成します。

銘柄レーティング

銘柄評価に基づき、対象銘柄を5段階にレーティングします。

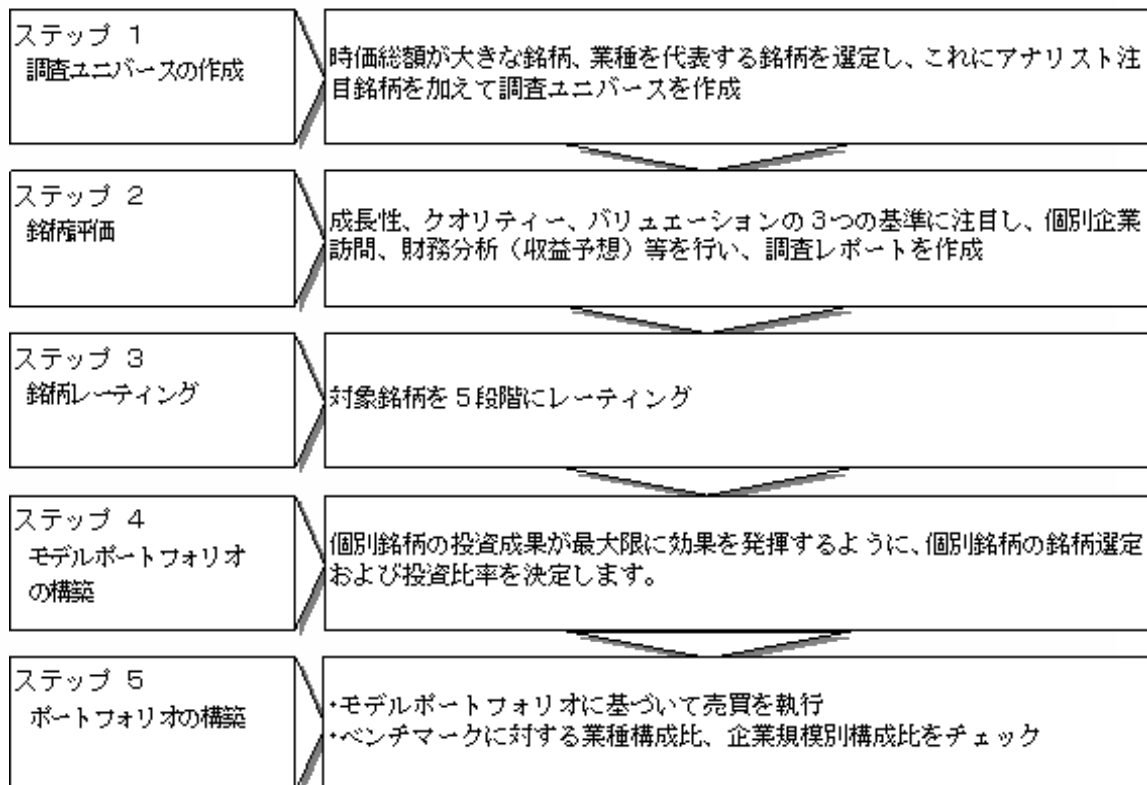
モデルポートフォリオの構築

個別銘柄の投資成果が最大限に効果を発揮するように、個別銘柄の銘柄選定および投資比率を決定します。ベンチマークであるTOPIX（東証株価指数）における業種構成比、時価総額の規模別構成比と大きく乖離しないように、また流動性も考慮しつつ、モデルポートフォリオを構築します。投資候補銘柄数は100～200銘柄程度とします。

ポートフォリオの構築

モデルポートフォリオに基づいて売買を執行し、ポートフォリオを構築します。株価の変動等でベンチマークに

対するポートフォリオの業種配分、企業規模等に大幅な乖離が生じる場合等には調整等を行います。
運用プロセスの概要



5. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
6. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
7. 信託財産の効率的な運用等に資するため、有価証券の貸付けおよび資金の借入れを行うことができます。
8. 非株式割合（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）は、原則として信託財産総額の50%以下とします。ただし、資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。
- 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（参考）親投資信託の概要

「日本株式アクティブ・ポートフォリオ・マザーファンド」

投資の基本方針

1 基本方針

わが国の株式に投資し、信託財産の成長をめざして積極的な運用を行います。

2 運用方法

(1)投資対象

わが国の金融商品取引所上場株式および店頭登録株式を主要投資対象とします。

(2)投資態度

TOPIX（東証株価指数）をベンチマークとし、これを中長期的に上回る運用成果をめざします。

株式の組入比率は原則として高位を保ちます。

リサーチを最重要視しファンダメンタルズ分析、ボトムアップ型リサーチに基づく成長株への投資が運用パフォー

マンズの向上に繋がるとの考えに基づいて運用を行います。

主としてTOPIX500に含まれている銘柄の中から、アナリストおよびポートフォリオ・マネジャーによるファンダメンタルズ分析、企業への訪問・ヒアリング、グラスルーツリサーチをベースとして、企業の成長性、クオリティおよびバリュエーション(企業価値評価)を重視した銘柄選定を行います。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引(以下「有価証券先物取引等」といいます。)を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことができます。

信託財産の効率的な運用等に資するため、有価証券の貸付けおよび資金の借入れを行うことができます。

非株式割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。ただし、資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

(3)投資制限

株式への投資には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

(2)【投資対象】

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第23条、第24条および第26条に定めるものに限り、)

ハ. 約束手形(金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。)

ニ. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

委託会社は、信託金を、主として「日本株式アクティブ・ポートフォリオ・マザーファンド」受益証券ならびに次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。本邦通貨表示のものに限り、)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)

6. 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
 8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
 9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
 10. コマーシャル・ペーパー
 11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
 14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
 15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
 16. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
 17. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。)
 18. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
 19. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 20. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

(3)【運用体制】

1. 運用体制

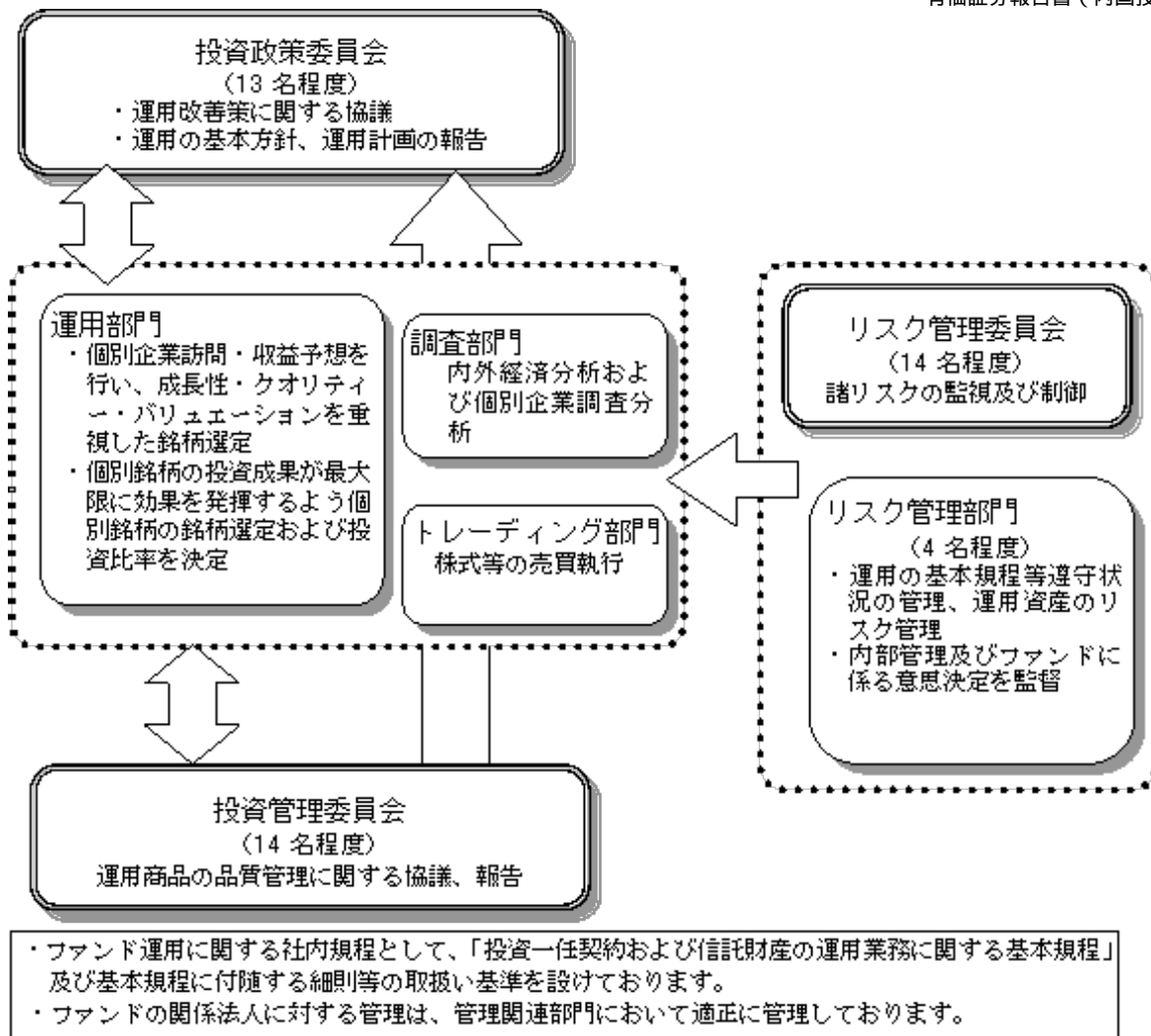
当ファンドの運用体制は以下の通りです。

投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析・検討を行います。

ファンドの運用担当者は、投資政策委員会における分析・検討結果をもとに運用計画を策定し、これに基づき、有価証券等の売買をトレーディング部門に指図します。

ファンドの運用の基本規程等の遵守状況の管理、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したリスク管理部門が行います。

投資管理委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行い、これを運用部門にフィードバックすることにより、より精度の高い運用体制を維持するよう努めています。

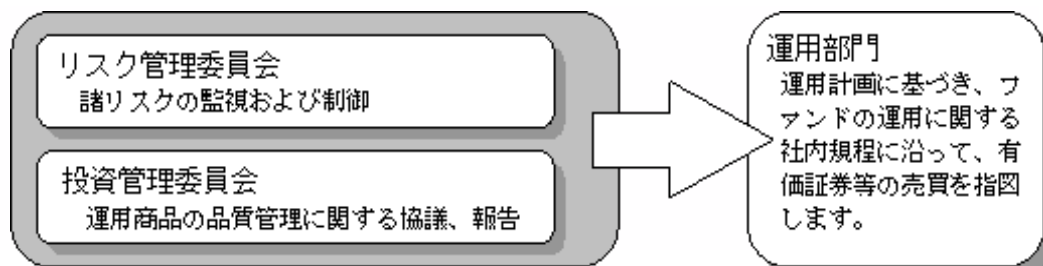


2. 内部管理体制

ファンド運用に関する社内規程として、「投資一任契約および信託財産の運用業務に関する基本規程」及び基本規程に付随する細則等の取扱い基準を設けております。また、個別ファンドの運用計画を策定し、計画に基づいた運用を行う体制を整備しております。

リスク管理委員会は、法令諸規則・社内規程等の遵守状況、運用資産のリスク管理状況等の報告を受け、必要に応じて指示・指摘を行います。

投資管理委員会は、運用パフォーマンスの評価、トレーディング分析等を行い、必要に応じて指摘を行います。



ファンドの内部管理体制等は、本書提出日現在のものであり、今後変更となることがあります。

(4)【分配方針】

収益分配方針

毎年1回（原則2月15日）決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

1. 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
2. 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して、利子・配当収入を中心に決定します。
3. 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本

部分と同一の運用を行います。

収益の分配方式

1. 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 毎計算期末において信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

収益分配金の再投資

決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)の収益分配金は、決算日の基準価額で翌営業日に自動的に再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】

株式への投資制限(約款 運用の基本方針)

株式への実質投資割合には制限を設けません。

実質投資割合とは、当ファンドが保有するある種類の資産の評価額が当ファンドの純資産総額に占める比率(「組入比率」といいます。)と、当該同一種類の資産のマザーファンドにおける組入比率に当該マザーファンド受益証券の当ファンドにおける組入比率を乗じて得た率を合計したものをいいます。以下同じ。

新株引受権証券等の投資制限(約款 運用の基本方針)

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

同一銘柄の株式への投資制限(約款 運用の基本方針)

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限(約款 運用の基本方針)

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債等への投資制限(約款 運用の基本方針)

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券等の投資制限(約款 運用の基本方針)

投資信託証券(マザーファンドを除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への投資制限(約款 運用の基本方針)

外貨建資産への投資は行いません。

投資する株式等の範囲(約款第20条)

1. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

2. 上記1. にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

信用取引の指図範囲(約款第22条)

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとしてします。
2. 上記1. の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2. の売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとしてします。

先物取引等の運用指図・目的・範囲(約款第23条)

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとしてします(以下同じ。)
2. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲(約款第24条)

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用および価格変動リスクを回避するため、異なる受取金利または異なる受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、ファンドの信託期間を超えないものとしてします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとしてします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとしてします。
4. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとしてします。
5. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとしてします。

金利先渡取引の運用指図(約款第26条)

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
2. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとしてします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとしてします。
4. 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとしてします。
「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

有価証券の貸付けの指図および範囲(約款第27条)

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の ~ の範囲内で貸付けの指図をすることができます。

株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超

えないものとしします。

公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとしします。

- 上記1. ～ に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとしします。
- 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとしします。

資金の借入れ(約款第34条)

- 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、および再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとしします。
- 上記1.の資金借入額は、次に掲げる要件を満たす範囲内の額としします。
 - 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行った有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
 - 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
 - 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
- 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間としします。
- 再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとしします。
- 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

デリバティブ取引に係る投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令 第130条第1項第8号)

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとしします。

3【投資リスク】

(1)ファンドのリスクと留意点

ファンドは、直接あるいはマザーファンドを通じて間接的に株式など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、金融機関の預金等と異なり投資元本は保証されず、元本を割り込むおそれがあります。また、ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

なお、ファンドが有する主なリスク等は、以下の通りです。

1. 値動きの主な要因

株価変動リスク

株式の価格は、政治・経済情勢、金融情勢・金利変動等の影響を受けて変動します。また、発行体の企業の事業活動や財務状況の変化もしくは変化に対する期待・見込みによって変動します。保有する株式の価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

また、ファンドの投資している企業が倒産や業績悪化に陥った場合、当該企業の株式の価値が大きく下落し、ファンドに重大な損失が生じることがあります。

信用リスク

公社債およびコマーシャル・ペーパー等短期金融商品については、発行体が、経営不振、倒産、その他の理由により、その利息および償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる(債務不履行)可能性があります。実際に債務不履行となった場合や、債務不履行となる可能性が高いと判断される場合には、当該公社債または短期金

融商品の価格は大きく下落し、あるいはゼロになることがあります。そのため、ファンドは保有する公社債や短期金融商品の価格変動によって重大な損失を被ることがあります。

2. その他のリスク・留意点

流動性リスク

有価証券を売買しようとする際、需要または供給が少ないため、有価証券を希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買できなくなることがあります。ファンドが保有する資産の市場における流動性が低くなった場合、売却が困難となり、当該資産の本来的な価値より大幅に低い価格で売却せざるを得ず、ファンドに重大な損失が生じることがあります。

金利変動リスク

公社債の価格は、金融情勢・金利変動等の影響を受けて変動します。一般に債券の価格は、市中金利の水準が上昇すると下落します。債券価格が変動する度合は、債券のデュレーション（投資元本の平均回収期間）が長くなるほど大きくなります。保有する債券価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

ファミリーファンド方式での運用に係る留意点

ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っています。ファミリーファンド方式には、運用の効率性等の利点がありますが、マザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

(2) リスク管理体制

ファンド運用に関する社内規程として、「投資一任契約および信託財産の運用業務に関する基本規程」及び基本規程に付随する細則等の取扱い基準を設けております。また、個別ファンドの運用計画を策定し、計画に基づいた運用を行う体制を整備しております。

リスク管理委員会は、法令諸規則・社内規程等の遵守状況、運用資産のリスク管理状況等の報告を受け、必要に応じて指示・指摘を行います。

投資管理委員会は、運用のパフォーマンス評価、トレーディング分析等を行い、必要に応じて指摘を行います。



ファンドのリスク管理体制等は、本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に、販売会社が別途定める料率を乗じて得た金額となります。なお、現在のところすべての販売会社において無手数料となっております。

「自動継続投資契約」に基づき収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。

別に定める契約（自動継続投資契約、累投契約等）に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、当該計算期間終了日の基準価額とします。

(2)【換金（解約）手数料】

解約手数料ならびに信託財産留保額はありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し、年1.239%（税抜1.18%）の率（年率）を乗じて得た金額とします。信託報酬の実質的な配分は次のとおりです。

合計	委託会社	販売会社	受託会社
年1.239% (税抜1.18%)	年0.525% (税抜0.50%)	年0.630% (税抜0.60%)	年0.084% (税抜0.08%)

「税抜」における税とは、消費税および地方消費税等相当額をいいます。

上記信託報酬の支払いは、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了の時に信託財産中から支弁します。

(4)【その他の手数料等】

ファンドは以下の費用も負担します。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に係る監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等相当額および受託会社が立替えた立替金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産に係る監査報酬は当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.00525% (税抜0.005%) の率を乗じて得た額とします。

信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料および当該手数料に係る消費税等相当額、先物取引・オプション取引等に要する費用、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用等は信託財産中より支弁します。

その他の費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

当該手数料等の合計額については、ご投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

このファンドは、確定拠出年金法に基づく確定拠出年金制度専用ファンドです。

確定拠出年金に係る掛金、積立金および給付については、所得税法、法人税法、相続税法および地方税法ならびにこれらの法律に基づく命令で定めるところにより、所得税、法人税、相続税ならびに道府県民税(都民税を含む。)および市町村民税(特別区民税を含む。)の課税について必要な措置を講ずる(確定拠出年金法第86条)とされており、運用段階においては非課税となります。

したがって、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金制度に関する当該ファンドの期中収益分配金、一部解約による解約差益、償還時の差益のいずれも非課税となります。

<上記以外の受益者(確定拠出年金法に規定する資産管理機関および連合会等以外の法人)の場合の課税の取扱い>

平成23年12月31日までの間、法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%(所得税7%)の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。源泉徴収された所得税は、法人税の額から控除できます。

平成24年1月1日以降の税率は、15%(所得税15%)となります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

税法または確定拠出型年金法が改正された場合等は、上記の内容が変更されることがあります。

5【運用状況】

以下は平成21年3月31日現在の運用状況です。

投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資比率の合計は四捨五入の関係で合わない場合があります。

(1)【投資状況】

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
受益証券 日本株式アクティブ・ポートフォリオ・マザーファンド	8,992,704	98.91
コール・ローン、その他資産(負債控除後)	98,643	1.09
合計(純資産総額)	9,091,347	100.00

(参考)マザーファンドの投資状況

日本株式アクティブ・ポートフォリオ・マザーファンド

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	1,641,627,850	96.59
コール・ローン、その他資産(負債控除後)		57,898,409	3.41
合計(純資産総額)		1,699,526,259	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

1.上位銘柄

順位	銘柄名	国名/業種 種類	数量(口)	簿価単価 /簿価額	評価単価 /評価額	投資比率 (%)
1	日本株式アクティブ・ポートフォリオ・マザーファンド	日本 / - 親投資信託受益証券	19,305,935	0.4648 8,974,854	0.4658 8,992,704	98.91

2.種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	98.91
合計	98.91

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

<参考：マザーファンドの投資資産>

日本株式アクティブ・ポートフォリオ・マザーファンド

投資有価証券の主要銘柄

1. 上位銘柄

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	21,300	3,031.58	64,572,654	3,120.00	66,456,000	3.91
2	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	18,700	3,348.71	62,620,877	3,410.00	63,767,000	3.75
3	日本	株式	東京電力	電気・ガス業	20,700	2,654.72	54,952,836	2,460.00	50,922,000	3.00
4	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	20,800	2,203.79	45,838,832	2,315.00	48,152,000	2.83
5	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	10,600	4,287.92	45,451,952	3,730.00	39,538,000	2.33
6	日本	株式	東日本旅客鉄道	陸運業	6,900	5,913.02	40,799,838	5,130.00	35,397,000	2.08
7	日本	株式	任天堂	その他製品	1,200	28,380.00	34,056,000	28,450.00	34,140,000	2.01
8	日本	株式	関西電力	電気・ガス業	15,200	2,319.49	35,256,248	2,140.00	32,528,000	1.91
9	日本	株式	セブン&アイ・ホールディングス	小売業	14,500	2,316.40	33,587,800	2,160.00	31,320,000	1.84
10	日本	株式	三井物産	卸売業	31,000	950.00	29,450,000	986.00	30,566,000	1.80
11	日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	153,400	207.23	31,789,082	188.00	28,839,200	1.70
12	日本	株式	シャープ	電気機器	33,000	771.12	25,447,013	776.00	25,608,000	1.51
13	日本	株式	住友商事	卸売業	29,700	848.86	25,211,142	843.00	25,037,100	1.47
14	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	6,900	4,045.66	27,915,054	3,400.00	23,460,000	1.38
15	日本	株式	新日本製鐵	鉄鋼	85,000	268.52	22,824,200	263.00	22,355,000	1.32
16	日本	株式	大和証券グループ本社	証券・商品先物取引業	52,000	403.25	20,969,000	428.00	22,256,000	1.31
17	日本	株式	三井不動産	不動産業	20,000	1,155.45	23,109,000	1,067.00	21,340,000	1.26
18	日本	株式	東洋水産	食料品	10,000	2,320.00	23,200,000	2,025.00	20,250,000	1.19
19	日本	株式	スズキ	輸送用機器	12,000	1,477.76	17,733,120	1,629.00	19,548,000	1.15
20	日本	株式	損害保険ジャパン	保険業	38,000	534.00	20,292,000	505.00	19,190,000	1.13
21	日本	株式	村田製作所	電気機器	4,800	3,831.92	18,393,216	3,780.00	18,144,000	1.07
22	日本	株式	アドバンテスト	電気機器	11,600	1,266.19	14,687,804	1,461.00	16,947,600	1.00
23	日本	株式	パナソニック電工	電気機器	23,000	603.41	13,878,430	716.00	16,468,000	0.97
24	日本	株式	小松製作所	機械	15,200	1,001.20	15,218,240	1,070.00	16,264,000	0.96
25	日本	株式	旭硝子	ガラス・土石製品	31,000	453.03	14,043,930	519.00	16,089,000	0.95
26	日本	株式	大和ハウス工業	建設業	20,000	726.60	14,532,000	792.00	15,840,000	0.93
27	日本	株式	KDDI	情報・通信業	34	511,508.25	17,391,280	462,000.00	15,708,000	0.92
28	日本	株式	三菱電機	電気機器	35,000	394.54	13,808,900	441.00	15,435,000	0.91
29	日本	株式	花王	化学	8,000	1,956.00	15,648,000	1,919.00	15,352,000	0.90
30	日本	株式	千葉銀行	銀行業	31,000	474.94	14,723,140	485.00	15,035,000	0.88

2. 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
株式	96.59
合計	96.59

3.株式の業種別の投資比率

業 種 名	投資比率（％）	業 種 名	投資比率（％）
電気機器	12.15	不動産業	1.97
銀行業	9.82	サービス業	1.40
輸送用機器	8.74	精密機器	1.33
電気・ガス業	6.33	証券、商品先物取引業	1.31
情報・通信業	5.74	非鉄金属	1.30
化学	5.43	ガラス・土石製品	1.00
医薬品	4.67	石油・石炭製品	0.97
卸売業	4.48	金属製品	0.86
機械	4.21	海運業	0.76
陸運業	3.90	ゴム製品	0.75
小売業	3.73	繊維製品	0.70
食料品	3.04	パルプ・紙	0.70
鉄鋼	2.49	その他金融業	0.50
その他製品	2.48	空運業	0.44
建設業	2.35	鉱業	0.42
保険業	2.28	倉庫・運輸関連業	0.34
		合計	96.59

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額(円)		1万口当たり純資産額(円)	
	分配落	分配付	分配落	分配付
第1期計算期間末(平成19年2月15日)	1,099,213	1,100,213	10,985	10,995
第2期計算期間末(平成20年2月15日)	1,621,172	1,621,172	7,963	7,963
第3期計算期間末(平成21年2月16日)	7,913,412	7,913,412	4,467	4,467

	純資産総額(円)	1万口当たり純資産額(円)
平成20年3月末日	1,625,440	7,251
平成20年4月末日	2,348,551	8,150
平成20年5月末日	2,510,122	8,415
平成20年6月末日	2,394,231	7,873
平成20年7月末日	2,446,384	7,761
平成20年8月末日	2,401,955	7,391
平成20年9月末日	11,072,628	6,419
平成20年10月末日	8,437,010	5,056
平成20年11月末日	8,402,181	4,920
平成20年12月末日	8,746,337	5,029
平成21年1月末日	8,191,558	4,624
平成21年2月末日	7,872,860	4,361
直近日(平成21年3月31日現在)	9,091,347	4,491

【分配の推移】

	1万口当たり税込み分配金(円)
第1期計算期間(平成18年2月16日から平成19年2月15日まで)	10
第2期計算期間(平成19年2月16日から平成20年2月15日まで)	0
第3期計算期間(平成20年2月16日から平成21年2月16日まで)	0

【収益率の推移】

	収益率(%)
第1期計算期間(平成18年2月16日から平成19年2月15日まで)	9.95
第2期計算期間(平成19年2月16日から平成20年2月15日まで)	27.51
第3期計算期間(平成20年2月16日から平成21年2月16日まで)	43.90

(注) 収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額、以下、「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成18年2月16日 信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始

平成21年4月1日 ファンドの名称を「明治ドレズナーDC日本株式アクティブ・ポートフォリオ」から

「MDAM・DC日本株式アクティブ・ポートフォリオ」に変更

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

ファンドの取得申込みは、確定拠出年金制度を利用する場合に限り、

取得のお申込みの際には、販売会社取引口座を開設していただきます。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

お申込単位は、1円以上1円単位とします。

自動継続投資契約に基づく収益分配金の再投資については、1口単位とします。

確定拠出年金制度を利用して購入される加入者の申込単位は、該当運営管理機関の取決めにいたします。

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に、販売会社が別途定める料率を乗じて得た金額となります。なお、現在のところすべての販売会社において無手数料となっております。

販売会社との間で結んだ「自動継続投資契約（販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。）」に基づいて収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。

申込代金（取得申込日の基準価額に申込口数を乗じた額）を販売会社が別に定める所定の方法によりお支払いいただきます。

基準価額につきましては、取扱販売会社または下記委託会社にてご確認いただけます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

MDAMアセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス（<http://www.mdam.co.jp>）

ファンドは、収益分配金を自動的に無手数料でファンドに再投資する自動継続投資専用ファンドです。取得申込者は、販売会社との間で自動継続投資契約に従い収益分配金再投資に関する契約を締結する必要があります。なお、販売会社によっては、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定を用いることがあります。

申込期間中における取得申込みの受付時間は、午後3時（わが国の金融商品取引所が半日取引の場合には、午前11時）までに取得申込みが行われ、かつ、当該取得申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込分とします。当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付として取扱います。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよび既に受付けた取得申込みの受付を取消することができます。

受益権の取得申込者の制限について

受益権の申込みを行う投資者は、確定拠出年金法に定める加入者等の運用の指図に基づいて受益権の取得の申込みを行う資産管理機関および国民年金基金連合会（以下「連合会」といいます。）等による取得の申込みに限るものとします。なお、上記にかかわらず、ファンド設定のため委託会社もしくはその関係会社が自己の資金をもって取得する場合があります。

2【換金（解約）手続等】

・信託の一部解約（解約請求制）

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約の価額(解約価額)は、解約請求受付日の基準価額とします。当該金額は請求を受付けた日から起算して、原則として4営業日目から受益者に支払います。

基準価額につきましては、取扱販売会社または下記委託会社にてご確認いただけます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

MDAMアセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787(受付時間は、営業日の午前9時～午後5時)

ホームページアドレス(<http://www.mdam.co.jp>)

一部解約の実行請求の受付時間は、原則として午後3時(わが国の金融商品取引所が半日取引の場合は午前11時)までに換金の請求が行われ、かつ、当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取消することができます。

上記により、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして上記の規定に準じて計算された価額とします。

信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

確定拠出年金制度を利用して購入された加入者の解約の受け付けは、該当運営管理機関の取決めにしただけでございます。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されます。

基準価額につきましては、取扱販売会社または下記委託会社にてご確認いただけます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

MDAMアセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787(受付時間は、営業日の午前9時～午後5時)

ホームページアドレス(<http://www.mdam.co.jp>)

(2)【保管】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

この信託の期間は無期限です。

(4)【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎年2月16日から翌年2月15日までとすることを原則とします。ただし、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

1. 信託の終了および繰上償還条項

委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、あるいはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、上記の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。

上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、委託会社はこの信託契約の解約を行わないものとします。

委託会社は、この信託契約の解約を行わないときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記の から までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が1ヵ月を下らずに の公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しないものとします。

2. 信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

3. 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、「7.信託約款の変更」に該当する場合を除き、この信託は、その委託会社と受託会社との間において存続します。

4. 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「7.信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。ただし、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

5. 償還金について

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から(原則として償還日(償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日)から起算して5営業日までに)、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

6. 委託会社の事業譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

7. 信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、その変更事項のうちその内容が重要なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、

この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。

上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、この信託約款の変更をしません。

委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。

8. 反対者の買取請求権

信託契約の解約またはその内容が重大な信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。ただし、当該請求の取扱いは、委託会社と受託会社の協議により定めた手続きにより行うものとします。

9. 運用報告書

委託会社は、法令等の定めるところにより、計算期間終了毎に、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況等を記載した運用報告書を作成のうえ、販売会社を通じて、信託財産にかかる知っている受益者に対して交付します。また、販売会社の本支店で、受取ることもできます。

10. その他のディスクロージャー資料について

委託会社は、通常、月次の運用レポートを作成しており、販売会社にて入手可能です。

11. 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

12. 関係法人との契約の更改等に関する手続き

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱いに関する契約」は、契約期間満了日の3ヵ月前までに委託会社および販売会社いずれかから別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。また、本契約が終了した場合は、受益者に対する支払事務等において受益者に不測の損害を与えぬよう協議します。

2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金に対する請求権

決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）の収益分配金は、販売会社を通じて、決算日の基準価額で翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

受益権の一部解約請求権

受益者は、一部解約の実行を販売会社を通して委託会社に請求することができます。一部解約金は、受益者の請求を交付した日から起算して、原則として、4営業日目から受益者に支払います。

信託契約の解約等の場合の反対者の買取請求権

信託契約の解約またはその内容が重大な信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。ただし、当該請求の取扱いは、委託会社と受託会社の協議により定めた手続きにより行うものとします。

償還金請求権

1. 受益者は持分に応じて償還金を請求する権利を有します。償還金（信託終了日における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から（原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日までに）、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

2. 償還金の支払いは販売会社の営業所等において行います。受益者が、信託終了による償還金については、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

帳簿閲覧請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に、ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

- 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額については、円単位で表示しております。
- 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期計算期間（平成19年2月16日から平成20年2月15日まで）及び第3期計算期間（平成20年2月16日から平成21年2月16日まで）の財務諸表について、あずさ監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

明治ドレスナーDC日本株式アクティブ・ポートフォリオ

(1)【貸借対照表】

区分	第2期 (平成20年2月15日現在)	第3期 (平成21年2月16日現在)
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	22,666	118,282
親投資信託受益証券	1,606,842	7,839,854
流動資産合計	1,629,508	7,958,136
資産合計	1,629,508	7,958,136
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	582	3,019
未払委託者報酬	7,753	41,556
その他未払費用	1	149
流動負債合計	8,336	44,724
負債合計	8,336	44,724
純資産の部		
元本等		
元本	2,035,809	17,716,984
元本合計	2,035,809	17,716,984
剰余金		
期末欠損金	414,637	9,803,572
(うち分配準備積立金)	(95,215)	(138,878)
剰余金合計	414,637	9,803,572
元本等合計	1,621,172	7,913,412
純資産合計	1,621,172	7,913,412
負債・純資産合計	1,629,508	7,958,136

(2)【損益及び剰余金計算書】

区分	第2期 (自平成19年2月16日 至平成20年2月15日)	第3期 (自平成20年2月16日 至平成21年2月16日)
	金額(円)	金額(円)
営業収益		
受取利息	1	61
有価証券売買等損益	413,256	4,197,988
営業収益合計	413,255	4,197,927
営業費用		
受託者報酬	1,036	3,925
委託者報酬	14,062	53,879
その他費用	1	163
営業費用合計	15,099	57,967
営業損失	428,354	4,255,894
経常損失	428,354	4,255,894
当期純損失	428,354	4,255,894
一部解約に伴う当期純損失分配額	1,421	151,060
期首剰余金又は期首欠損金()	98,541	414,637
剰余金増加額	-	-
欠損金減少額	-	293,551
(当期一部解約に伴う欠損金減少額)	(-)	(293,551)
剰余金減少額	86,245	-
(当期一部解約に伴う剰余金減少額)	(3,346)	(-)
(当期追加信託に伴う剰余金減少額)	(82,899)	(-)
欠損金増加額	-	5,577,652
(当期追加信託に伴う欠損金増加額)	(-)	(5,577,652)
分配金	-	-
期末欠損金	414,637	9,803,572

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第2期 (自平成19年2月16日 至平成20年2月15日)	第3期 (自平成20年2月16日 至平成21年2月16日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	同左
2. その他財務諸表の作成のための基本となる重要な事項	-	当ファンドの計算期間は期末が休日のため、平成20年2月16日から平成21年2月16日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第2期 (平成20年2月15日現在)	第3期 (平成21年2月16日現在)
1. 当該計算期間の末日における受益権の総数	2,035,809口	17,716,984口
2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 414,637円	元本の欠損 9,803,572円
3. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	0.7963円	0.4467円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第2期 （自平成19年2月16日 至平成20年2月15日）		第3期 （自平成20年2月16日 至平成21年2月16日）			
<p>分配金の計算過程</p> <p>計算期間末に、解約に伴う当期純損失分配額を控除した配当等収益（注1）、有価証券売買等損益より経費を控除した金額が損失になるため分配対象収益には含めていません。このため、収益調整金（その他収益調整金）（注2）、分配準備積立金（配当等収益）（注3）及び分配準備積立金（有価証券売買等利益）（注4）を合計した200,662円が当期の分配対象収益となりますが、当期の分配は行っておりません。</p> <p>なお、分配対象収益に含めた収益調整金（その他収益調整金）は前期から繰越された金額に当期追加または解約による増減額を加算したものです。また分配対象収益に含めた分配準備積立金（配当等収益、有価証券売買等利益）は前期から繰越された金額に当期解約による減少額を控除したものです。</p> <p style="text-align: right;">（単位：円）</p>		<p>分配金の計算過程</p> <p>計算期間末に、配当等収益（注1）より経費を控除した金額に、収益調整金（その他収益調整金）（注2）と分配準備積立金（配当等収益）（注3）及び分配準備積立金（有価証券売買等利益）（注4）を合計した1,867,705円が当期の分配対象収益となりますが、当期の分配は行っておりません。</p> <p>なお、分配対象収益に含めた収益調整金（その他収益調整金）は前期から繰越された金額に当期追加または解約による増減額を加算したものです。また分配対象収益に含めた分配準備積立金（配当等収益、有価証券売買等利益）は前期から繰越された金額に当期解約による減少額を控除したものです。</p> <p style="text-align: right;">（単位：円）</p>			
配当等収益（注1）	A	14,647	配当等収益（注1）	A	108,698
有価証券売買等損益	B	427,902	経費	B	57,967
解約に伴う当期純損失分配額	C	1,421	収益調整金（その他収益調整金）（注2）	C	1,728,827
経費	D	15,099	分配準備積立金（配当等収益）（注3）	D	8,498
調整後当期利益	E (A + B + C - D)	426,933	分配準備積立金（有価証券売買等利益）（注4）	E	79,649
収益調整金（その他収益調整金）（注2）	F	105,447	分配対象収益合計	F (A - B + C + D + E)	1,867,705
分配準備積立金（配当等収益）（注3）	G	9,179	当ファンドの当期末残存受益権口数	G	17,716,984 (口)
分配準備積立金（有価証券売買等利益）（注4）	H	86,036	分配可能額	H (F)	1,867,705
分配対象収益合計	I (F + G + H)	200,662	1口当たり分配可能額	I (H / G)	0.1054
当ファンドの当期末残存受益権口数	J	2,035,809 (口)	1口当たり分配額	J	0
分配可能額	K (I)	200,662	収益分配金額	K	0
1口当たり分配可能額	L (K / J)	0.0986			
1口当たり分配額	M	0			
収益分配金額	N	0			

第2期 (自平成19年2月16日 至平成20年2月15日)	第3期 (自平成20年2月16日 至平成21年2月16日)
<p>(注1) 配当等収益 配当等収益には、当ファンドの受取利息1円及び親投資信託からの分配可能額14,646円を含めて表示しております。</p> <p>(注2) 収益調整金 収益調整金は各受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本の差額をいい、その計上方法により収益調整金（その他収益調整金）と収益調整金（有価証券売買等損益相当額）の2つがあります。信託時の受益証券の価額は、信託財産の純資産総額のうち元本部分、配当等収益などに相当する部分、有価証券売買損益などに相当する部分のそれぞれの純資産総額に対する割合に応じて、それぞれの相当額に分け、元本相当部分は元本に、配当等収益などに相当する部分は収益調整金（その他収益調整金）に、有価証券売買損益などに相当する部分は収益調整金（有価証券売買等損益相当額）に計上されます。 収益調整金は追加信託のつど計上され、解約に伴う収益分配のつど調整されます。 収益調整金は、毎計算期末において、分配にあてることができます。ただし、欠損のある場合には、当該金額に相当する売買損益相当収益調整金を当該科目に留保します。</p> <p>(注3) 分配準備積立金（配当等収益） 経費控除後の配当等収益（受取利息、受取配当金等）は全額分配することができますが、その全部または一部を信託財産中に留保することができます。分配にあてず信託財産中に留保した配当等収益は分配準備積立金（配当等収益）に計上され翌期に繰り越されます。前期から繰り越された分配準備積立金は全額分配に使用することができます。</p> <p>(注4) 分配準備積立金（有価証券売買等利益） 経費控除後の有価証券売買等利益は、繰越欠損がある場合にはこれを補てんした後の残額を分配することができます。また繰越欠損がない場合は経費控除後の有価証券売買等利益は全額分配することができます。分配にあてず信託財産中に留保した有価証券売買等利益は分配準備積立金中の有価証券売買等利益として計上されます。前期から繰り越された分配準備積立金は全額分配に使用することができます。</p>	<p>(注1) 配当等収益 配当等収益には、当ファンドの受取利息61円及び親投資信託からの分配可能額108,637円を含めて表示しております。</p> <p>(注2) 収益調整金 同左</p> <p>(注3) 分配準備積立金（配当等収益） 同左</p> <p>(注4) 分配準備積立金（有価証券売買等利益） 同左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

第2期 (平成20年2月15日現在)		
種類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	1,606,842	411,941
合計	1,606,842	411,941

売買目的有価証券

第3期 (平成21年2月16日現在)		
種類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	7,839,854	4,060,955
合計	7,839,854	4,060,955

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本の移動

区分	第2期 (平成20年2月15日現在)	第3期 (平成21年2月16日現在)
1. 期首元本額	1,000,672円	2,035,809円
期中追加設定元本額	1,069,834円	16,667,778円
期中一部解約元本額	34,697円	986,603円

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
親投資信託 受益証券	日本株式アクティブ・ポートフォリオ・ マザーファンド	16,987,768	7,839,854	
	合計	16,987,768	7,839,854	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「日本株式アクティブ・ポートフォリオ・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

「日本株式アクティブ・ポートフォリオ・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

日本株式アクティブ・ポートフォリオ・マザーファンド

(1) 貸借対照表

区分	(平成20年2月15日現在)	(平成21年2月16日現在)
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	58,689,309	31,454,076
株式	2,461,092,080	1,690,640,800
未収入金	7,364,383	33,612,688
未収配当金	2,641,900	1,565,000
未収利息	643	88
流動資産合計	2,529,788,315	1,757,272,652
資産合計	2,529,788,315	1,757,272,652
負債の部		
流動負債		
未払金	7,401,637	33,784,916
流動負債合計	7,401,637	33,784,916
負債合計	7,401,637	33,784,916
純資産の部		
元本等		
元本	3,086,071,000	3,734,205,919
元本合計	3,086,071,000	3,734,205,919
剰余金		
欠損金	563,684,322	2,010,718,183
剰余金合計	563,684,322	2,010,718,183
元本等合計	2,522,386,678	1,723,487,736
純資産合計	2,522,386,678	1,723,487,736
負債・純資産合計	2,529,788,315	1,757,272,652

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	(自平成19年2月16日 至平成20年2月15日)	(自平成20年2月16日 至平成21年2月16日)
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価 で評価しております。時価評価にあ たっては、証券取引所(ジャスダック 証券取引所を除く)における最終相 場(最終相場のないものについては、 それに準ずる価額)、ジャスダック証 券取引所が発表する基準値段、または 証券会社等から提示される気配相場 に基づいて評価しております。	同左
2. 収益及び費用の計上 基準	受取配当金 原則として株式の配当落ち日におい て、確定配当金額または予想配当金額 を計上しております。 (会計方針の変更) 受取配当金は、従来、原則として、株式 の配当落ち日において、その金額が確 定している場合には当該金額、未だ確 定していない場合には予想配当金額 の90%を計上し、残額については入金 時に計上してはりましたが、「投資信 託に関する会計規則に関する細則」 の改正により、平成19年7月1日以降計 上する受取配当金については、原則と して、株式の配当落ち日において、予 想配当金額についてもその全額を計 上する方法に変更しました。この変更 による損益への影響は軽微でありま す。	受取配当金 原則として株式の配当落ち日におい て、確定配当金額または予想配当金額 を計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	(平成20年2月15日現在)	(平成21年2月16日現在)
1. 当該計算期間の末日に おける受益権の総数	3,086,071,000口	3,734,205,919口
2. 投資信託財産の計算に 関する規則第55条の6 第10号に規定する額	元本の欠損 563,684,322円	元本の欠損 2,010,718,183円
3. 当該計算期間の末日に おける1単位当たりの 純資産の額	0.8173円	0.4615円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

(平成20年2月15日現在)		
種類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	2,461,092,080	741,262,777
合計	2,461,092,080	741,262,777

売買目的有価証券

(平成21年2月16日現在)		
種類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	1,690,640,800	803,036,946
合計	1,690,640,800	803,036,946

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本の移動

区分	(平成20年2月15日現在)	(平成21年2月16日現在)
1. 期首元本額	3,224,335,579円	3,086,071,000円
期中追加設定元本額	567,780,002円	1,411,252,122円
期中一部解約元本額	706,044,581円	763,117,203円
期末現在における元本の内訳(注)		
	明治ドレスナーDC日本株式アクティブ・ポートフォリオ 1,966,038円	明治ドレスナーDC日本株式アクティブ・ポートフォリオ 16,987,768円
	明治ドレスナー日本株式Pファンド(適格機関投資家私募) 3,084,104,962円	明治ドレスナー日本株式Pファンド(適格機関投資家私募) 3,717,218,151円
	合計 3,086,071,000円	合計 3,734,205,919円

(注) 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価(円)	金額(円)	
国際石油開発帝石	3	687,000	2,061,000	
石油資源開発	1,300	3,900	5,070,000	
大林組	29,000	412	11,948,000	
清水建設	27,000	374	10,098,000	
大和ハウス工業	20,000	731	14,620,000	
日本M&Aセンター	11	268,300	2,951,300	
山崎製パン	6,000	1,143	6,858,000	
日本ハム	7,000	1,037	7,259,000	
カカクコム	14	332,000	4,648,000	
日本マクドナルドホールディングス	4,600	1,750	8,050,000	
キッコーマン	12,000	766	9,192,000	
味の素	14,000	662	9,268,000	
東洋水産	10,000	2,320	23,200,000	
ドトール・日レスホールディングス	6,600	1,400	9,240,000	
あさひ	2,900	1,949	5,652,100	
セブン&アイ・ホールディングス	14,900	2,325	34,642,500	
帝人	38,000	192	7,296,000	
三菱レイヨン	22,000	198	4,356,000	
クラレ	16,500	698	11,517,000	
ITホールディングス	3,500	1,236	4,326,000	
ザッパラス	6	215,200	1,291,200	
王子製紙	11,000	431	4,741,000	
北越製紙	6,000	428	2,568,000	
レンゴー	10,000	615	6,150,000	
電気化学工業	30,000	165	4,950,000	
信越化学工業	1,900	4,050	7,695,000	
大陽日酸	6,000	609	3,654,000	
協和発酵キリン	10,000	821	8,210,000	
三菱瓦斯化学	14,000	383	5,362,000	
三井化学	49,000	237	11,613,000	
宇部興産	50,000	186	9,300,000	
花王	8,000	1,956	15,648,000	
武田薬品工業	7,200	4,050	29,160,000	
塩野義製薬	7,000	1,611	11,277,000	
ロート製薬	5,000	1,091	5,455,000	
参天製薬	4,800	2,780	13,344,000	
日医工	2,900	2,945	8,540,500	
テルモ	3,700	3,060	11,322,000	
第一三共	8,700	2,040	17,748,000	
トレンドマイクロ	1,500	2,585	3,877,500	
コニカミノルタホールディングス	10,000	780	7,800,000	
新日本石油	20,000	462	9,240,000	
昭和シェル石油	6,100	837	5,105,700	
ブリヂストン	9,400	1,282	12,050,800	
旭硝子	32,000	454	14,528,000	
新日本製鐵	87,000	269	23,403,000	
住友金属工業	38,000	199	7,562,000	
東京製鐵	9,500	961	9,129,500	
大同特殊鋼	15,000	240	3,600,000	
日本製鋼所	15,000	862	12,930,000	
三菱マテリアル	32,000	245	7,840,000	
住友電気工業	17,600	738	12,988,800	
住生活グループ	5,600	1,120	6,272,000	
リンナイ	2,600	3,180	8,268,000	
森精機製作所	9,200	750	6,900,000	
ディスコ	1,700	2,460	4,182,000	
小松製作所	15,700	1,002	15,731,400	
クボタ	19,000	481	9,139,000	

SANKYO	500	4,460	2,230,000
ミネベア	12,000	319	3,828,000
日立製作所	77,000	267	20,559,000
三菱電機	37,000	395	14,615,000
日本電産	2,400	4,220	10,128,000
富士通	16,000	364	5,824,000
ワコム	43	69,200	2,975,600
アクセル	19	361,000	6,859,000
パナソニック	13,200	1,093	14,427,600
ソニー	11,900	1,699	20,218,100
三洋電機	57,000	142	8,094,000
アドバンテスト	3,300	1,351	4,458,300
日本マイクロニクス	6,000	667	4,002,000
フェローテック	4,700	967	4,544,900
デンソー	6,800	1,650	11,220,000
スタンレー電気	5,000	905	4,525,000
ウシオ電機	1,400	1,273	1,782,200
ファナック	2,400	6,040	14,496,000
ローム	2,500	4,720	11,800,000
村田製作所	4,900	3,840	18,816,000
日東電工	6,000	1,752	10,512,000
パナソニック電工	22,000	605	13,310,000
三菱重工業	53,000	303	16,059,000
トヨタ自動車	23,900	3,030	72,417,000
カヤバ工業	13,000	139	1,807,000
本田技研工業	20,900	2,200	45,980,000
スズキ	8,600	1,477	12,702,200
メディセオ・パルタックホールディングス	3,900	1,050	4,095,000
島津製作所	18,000	584	10,512,000
キヤノン	600	2,415	1,449,000
凸版印刷	12,000	601	7,212,000
ニチハ	1,400	580	812,000
任天堂	1,200	28,380	34,056,000
丸紅	12,000	324	3,888,000
三井物産	36,000	950	34,200,000
東京エレクトロン	1,700	3,480	5,916,000
住友商事	30,700	850	26,095,000
三菱商事	3,400	1,286	4,372,400
ユニ・チャーム	1,700	6,430	10,931,000
しまむら	1,800	5,600	10,080,000
クレディセゾン	8,700	861	7,490,700
ケーズホールディングス	1,000	1,264	1,264,000
三菱UFJフィナンシャル・グループ	10,500	470	4,935,000
三井住友フィナンシャルグループ	19,300	3,360	64,848,000
西日本シティ銀行	63,000	216	13,608,000
千葉銀行	29,000	476	13,804,000
広島銀行	16,000	359	5,744,000
琉球銀行	15,100	830	12,533,000
セブン銀行	51	279,600	14,259,600
みずほフィナンシャルグループ	158,300	208	32,926,400
山口フィナンシャルグループ	10,000	924	9,240,000
オリックス	250	2,805	701,250
大和証券グループ本社	54,000	406	21,924,000
損害保険ジャパン	44,000	534	23,496,000
あいおい損害保険	38,000	394	14,972,000
T&Dホールディングス	1,850	2,225	4,116,250
三井不動産	20,000	1,165	23,300,000
三菱地所	11,000	1,147	12,617,000
東京急行電鉄	14,000	383	5,362,000
東日本旅客鉄道	7,200	5,920	42,624,000
東海旅客鉄道	14	627,000	8,778,000
ヤマトホールディングス	6,000	986	5,916,000
日立物流	13,000	947	12,311,000
日本郵船	6,000	440	2,640,000

商船三井	22,000	535	11,770,000	
日本航空	39,000	181	7,059,000	
上組	9,000	676	6,084,000	
東京放送	3,300	1,271	4,194,300	
日本テレビ放送網	510	9,240	4,712,400	
日本電信電話	10,900	4,290	46,761,000	
KDDI	48	512,000	24,576,000	
東京電力	11,500	2,760	31,740,000	
関西電力	15,600	2,320	36,192,000	
九州電力	17,300	2,320	40,136,000	
電源開発	700	3,020	2,114,000	
東京瓦斯	28,000	397	11,116,000	
吉本興業	4,200	990	4,158,000	
セコム	3,200	3,570	11,424,000	
コナミ	4,500	1,451	6,529,500	
ダイセキ	3,000	1,339	4,017,000	
加藤産業	2,400	1,387	3,328,800	
ソフトバンク	9,000	1,409	12,681,000	
合計	2,083,719		1,690,640,800	

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】**【純資産額計算書】**

(平成21年3月31日現在)

資産総額	9,102,968 円
負債総額	11,621 円
純資産総額 (-)	9,091,347 円
発行済数量	20,241,715 口
1口当たり純資産額 (/)	0.4491 円

(参考) マザーファンドの現況

日本株式アクティブ・ポートフォリオ・マザーファンド

純資産額計算書

(平成21年3月31日現在)

資産総額	1,717,894,136 円
負債総額	18,367,877 円
純資産総額 (-)	1,699,526,259 円
発行済数量	3,648,992,056 口
1口当たり純資産額 (/)	0.4658 円

第5【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1期計算期間(平成18年2月16日から平成19年2月15日まで)	1,000,672	0
第2期計算期間(平成19年2月16日から平成20年2月15日まで)	1,069,834	34,697
第3期計算期間(平成20年2月16日から平成21年2月16日まで)	16,667,778	986,603

設定数量には当初申込期間中の販売口数を含みます。

第三部【特別情報】**第1【委託会社等の概況】****1【委託会社等の概況】**

(1)資本金の額

本書提出日現在の資本金の額：	10億円
会社が発行する株式総数：	33,220株
発行済株式総数：	12,601株

<過去5年間における資本金の額の推移>

該当事項はありません。

(2)委託会社の機構

会社の意思決定機構

経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、法令、定款に定める事項ならびに本会社の業務執行に関する重要事項を決定するほか、執行役員を選任し、本会社の業務執行を委任します。執行役員は取締役会において決定された基本方針に則り、本会社の業務執行を行います。

投資運用の意思決定機構

- 1.投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析・検討を行います。
- 2.ファンドの運用担当者は、投資政策委員会における分析・検討結果をもとに運用計画を策定し、これに基づき、有価証券等の売買をトレーディング部門に指図します。
- 3.ファンドの運用の基本規程等の遵守状況の管理、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したリスク管理部門が行います。
- 4.投資管理委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行い、これを運用部門にフィードバックすることにより、より精度の高い運用体制を維持するよう努めています。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成21年3月31日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託は以下の通りです（ただし、親投資信託を除きます。）。

種 類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	43 本	258,057 百万円
合 計	43 本	258,057 百万円

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

委託会社である明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。)第2条の規定により、第21期事業年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)は、財務諸表等規則及び「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」(平成12年総理府令第129号)に基づいて作成し、第22期事業年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)は、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

なお、第21期事業年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)は、改正前の財務諸表等規則に基づき、第22期事業年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条・第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

委託会社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第21期事業年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)の財務諸表について、並びに、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第22期事業年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)の財務諸表について、あずさ監査法人の監査を受けております。

また、委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)の中間財務諸表について、あずさ監査法人の中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

区 分	注記 番号	第21期 (平成19年3月31日現在)			第22期 (平成20年3月31日現在)		
		金 額		構成比	金 額		構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
(資産の部)							
流動資産							
1. 現金			156			-	
2. 預金			5,122,536			-	
3. 現金・預金			-			5,506,938	
4. 前払費用			88,500			65,550	
5. 未収入金			100			713	
6. 未収委託者報酬			274,878			282,746	
7. 未収投資顧問料	1		762,188			-	
8. 未収運用受託報酬	1		-			666,711	
9. 未収投資助言報酬	1		-			155,620	
10. 繰延税金資産			64,608			102,141	
11. その他			14,527			5,127	
流動資産計			6,327,496	93.1		6,785,549	92.6
固定資産							
1. 有形固定資産			166,369	2.5		222,843	3.1
(1) 建物	2	91,111			85,293		
(2) 器具備品	2	75,257			137,550		
2. 無形固定資産			30,063	0.4		23,267	0.3
(1) ソフトウェア		22,256			15,660		
(2) 電話加入権		6,662			6,662		
(3) その他		1,145			945		
3. 投資その他の資産			272,257	4.0		291,828	4.0
(1) 投資有価証券		2,000			-		
(2) 長期差入保証金	1・3	230,840			229,426		
(3) 長期前払費用		635			545		
(4) 繰延税金資産		33,348			55,523		
(5) 施設利用権		52,933			52,933		
(6) 貸倒引当金		47,500			46,600		
固定資産計			468,689	6.9		537,940	7.4
資産合計			6,796,186	100.0		7,323,490	100.0

区分	注記 番号	第21期 (平成19年3月31日現在)			第22期 (平成20年3月31日現在)		
		金額		構成比	金額		構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
(負債の部)							
流動負債							
1. 預り金			11,272			6,941	
2. 未払金			313,768			388,509	
(1) 未払収益分配金		112			12		
(2) 未払償還金		43,101			26,358		
(3) 未払手数料		156,792			162,523		
(4) その他未払金		113,761			199,614		
3. 未払費用			50,773			52,348	
4. 未払法人税等			161,744			255,570	
5. 未払消費税等			23,570			33,356	
6. 賞与引当金			81,871			133,063	
流動負債計			643,001	9.5		869,790	11.9
固定負債							
1. 退職給付引当金			82,057			96,563	
固定負債計			82,057	1.2		96,563	1.3
負債合計			725,058	10.7		966,354	13.2
(純資産の部)							
株主資本							
1. 資本金			1,000,000			1,000,000	
2. 資本剰余金							
(1) 資本準備金		660,443			660,443		
資本剰余金計			660,443			660,443	
3. 利益剰余金							
(1) 利益準備金		83,040			83,040		
(2) その他利益剰余金							
特別償却準備金		295			-		
別途積立金		3,092,001			3,092,001		
繰越利益剰余金		1,235,346			1,521,650		
利益剰余金計			4,410,683			4,696,692	
株主資本計			6,071,127	89.3		6,357,135	86.8
純資産合計			6,071,127	89.3		6,357,135	86.8
負債・純資産合計			6,796,186	100.0		7,323,490	100.0

(2)【損益計算書】

区 分	注記 番号	第21期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)			第22期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)		
		金 額		百分比	金 額		百分比
		千円	千円	%	千円	千円	%
営業収益							
1. 委託者報酬			2,340,640			3,260,361	
2. 投資顧問料			2,316,305			-	
3. 運用受託報酬			-			2,146,244	
4. 投資助言報酬			-			296,031	
営業収益計			4,656,945	100.0		5,702,637	100.0
営業費用							
1. 支払手数料			1,351,789			1,905,786	
2. 広告宣伝費			39,236			42,531	
3. 公告費			4,421			1,528	
4. 受益証券発行費			4,540			-	
5. 調査費			468,759			619,244	
(1) 調査費		416,185			368,810		
(2) 委託調査費		52,574			250,433		
6. 委託計算費			175,641			187,638	
7. 営業雑経費			135,000			133,623	
(1) 通信費		24,096			19,826		
(2) 印刷費		100,099			103,828		
(3) 協会費		8,504			5,971		
(4) 諸会費		2,193			2,724		
(5) 営業雑費		107			1,271		
営業費用計			2,179,389	46.8		2,890,352	50.7
一般管理費							
1. 給料			1,107,264			1,049,089	
(1) 役員報酬	1	44,542			44,133		
(2) 給与・手当		814,884			751,153		
(3) 賞与		247,837			253,802		
2. その他報酬			30,733			23,940	
3. 賞与引当金繰入			81,871			133,063	
4. 退職金			25,000			-	
5. 福利厚生費			170,801			172,244	
6. 交際費			6,649			5,285	
7. 旅費交通費			36,864			31,720	
8. 租税公課			19,039			19,409	
9. 不動産賃借料			239,389			258,190	
10. 退職給付費用			24,549			50,414	
11. 貸倒引当金繰入			500			-	
12. 固定資産減価償却費			38,148			45,412	
13. 諸経費			142,269			164,042	
一般管理費計			1,923,081	41.3		1,952,814	34.2
営業利益			554,474	11.9		859,470	15.1

区 分	注記 番号	第21期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)		第22期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)			
		金 額	百分比	金 額	百分比		
営業外収益		千円	千円	%	千円	千円	%
1. 受取利息			6		8,575		
2. 償還金等時効完成分			18,401		16,743		
3. 保険契約返戻金・配当金			3,400		2,130		
4. 雑益			950		1,456		
営業外収益計	2		22,758	0.5	28,906		0.5
営業外費用							
1. 為替差損			5		2		
2. 償還金等時効完成分支払額			29		40		
3. 投資信託券面処分損			8,828		-		
4. 雑損			311		-		
営業外費用計			9,174	0.2	42		0.0
経常利益			568,058	12.2	888,333		15.6
特別利益							
特別利益計			-		-		
特別損失							
1. 有価証券評価損			-		819		
2. 固定資産除却損			156		1,653		
3. 和解金			-		83,525		
特別損失計	3 4		156	0.0	85,998		1.5
税引前当期純利益			567,901	12.2	802,335		14.1
法人税、住民税及び事業税		252,567			376,035		
法人税等調整額		13,864	238,702	5.1	59,708	316,326	5.5
当期純利益			329,199	7.1	486,008		8.5

(3)【株主資本等変動計算書】

第21期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）（単位：千円）

	株主資本	
	資本金	資本剰余金
		資本準備金
平成18年3月31日残高	1,000,000	660,443
事業年度中の変動額		
利益処分による剰余金の配当	-	-
利益処分による特別償却準備金の取崩	-	-
当事業年度中に係る特別償却準備金の取崩	-	-
当期純利益	-	-
事業年度中の変動額合計	-	-
平成19年3月31日残高	1,000,000	660,443

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金			
		特別償却 準備金	別途積立金	繰越利益 剰余金	
平成18年3月31日残高	83,040	887	3,092,001	1,040,555	5,876,928
事業年度中の変動額					
利益処分による剰余金の配当	-	-	-	135,000	135,000
利益処分による特別償却準備金の取崩	-	295	-	295	-
当事業年度中に係る特別償却準備金の取崩	-	295	-	295	-
当期純利益	-	-	-	329,199	329,199
事業年度中の変動額合計	-	591	-	194,791	194,199
平成19年3月31日残高	83,040	295	3,092,001	1,235,346	6,071,127

第22期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）（単位：千円）

	株主資本	
	資本金	資本剰余金
		資本準備金
平成19年3月31日残高	1,000,000	660,443
事業年度中の変動額		
剰余金の配当	-	-
特別償却準備金の取崩	-	-
当期純利益	-	-
事業年度中の変動額合計	-	-
平成20年3月31日残高	1,000,000	660,443

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金			
		特別償却 準備金	別途積立金	繰越利益 剰余金	
平成19年3月31日残高	83,040	295	3,092,001	1,235,346	6,071,127
事業年度中の変動額					
剰余金の配当	-	-	-	200,000	200,000
特別償却準備金の取崩	-	295	-	295	-
当期純利益	-	-	-	486,008	486,008
事業年度中の変動額合計	-	295	-	286,304	286,008
平成20年3月31日残高	83,040	-	3,092,001	1,521,650	6,357,135

重要な会計方針

第21期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第22期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券はすべて「其他有価証券」として扱い、評価方法は次のとおりであります。 (1)時価のあるもの 決算日の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定しております。） (2)時価のないもの 総平均法による原価法</p> <p>2. 固定資産の減価償却方法 (1)有形固定資産 定額法</p> <p>(2)無形固定資産 定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p> <p>3. 引当金の計上基準 (1)貸倒引当金は、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2)賞与引当金は、従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。 (3)退職給付引当金は、従業員に対する退職金の支払に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を、簡便法により計上しております。</p>	<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券はすべて「其他有価証券」として扱い、評価方法は次のとおりであります。 (1)時価のあるもの 同 左 (2)時価のないもの 同 左</p> <p>2. 固定資産の減価償却方法 (1)有形固定資産 平成19年3月31日以前に取得したもの 旧定額法 平成19年4月1日以降に取得したもの 定額法</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 3～18年 器具備品 3～20年</p> <p>（会計方針の変更） 法人税法の改正（（所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号）及び（法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号））に伴い、平成19年4月1日以降に取得したものについては、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。 当該変更に伴う損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>（追加情報） なお、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。 当該変更に伴う損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(2)無形固定資産 同 左</p> <p>3. 引当金の計上基準 (1)貸倒引当金 同 左 (2)賞与引当金 同 左 (3)退職給付引当金 同 左</p>

第21期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第22期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>4. リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>5. その他財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。</p>	<p>4. リース取引の処理方法 同左</p> <p>5. その他財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理方法 同左</p>

会計方針の変更

第21期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第22期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等)</p> <p>当事業年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は6,071,127千円であります。</p> <p>財務諸表等規則の改正による貸借対照表の表示に関する変更は以下のとおりであります。</p> <p>前事業年度における「資本の部」は、当事業年度から「純資産の部」として表示しております。</p> <p>前事業年度において独立して掲記しておりました「資本金」、「資本剰余金」及び「利益剰余金」は当事業年度においては「株主資本」の内訳科目として表示しております。</p> <p>前事業年度において「利益剰余金」の内訳科目として表示しておりました「任意積立金」及び「当期末処分利益」は当事業年度においては「その他利益剰余金」の内訳科目として「別途積立金」及び「繰越利益剰余金」として表示しております。</p>	<p>—————</p>

表示方法の変更

第21期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第22期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>1. (貸借対照表) 前事業年度において区分して表示しておりました「現金」及び「預金」は、金融商品取引業等に関する内閣府令の施行に伴い、当事業年度においては「現金・預金」として一括表示しております。</p> <p>2. 金融商品取引法の施行に伴う投資運用業等統一経理基準一部改正（平成19年12月19日）により、以下の表示方法の変更を行っております。</p> <p>(貸借対照表) 前事業年度において投資一任契約の未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は「未収投資顧問料」として表示しておりましたが、当事業年度においては「未収運用受託報酬」及び「未収投資助言報酬」に区分掲記しております。</p> <p>なお、前事業年度の「未収運用受託報酬」は608,226千円、「未収投資助言報酬」は153,962千円であります。</p> <p>(損益計算書) 前事業年度において投資一任契約の運用受託報酬及び投資助言報酬は「投資顧問料」として表示しておりましたが、当事業年度においては「運用受託報酬」及び「投資助言報酬」に区分掲記しております。</p> <p>なお、前事業年度の「運用受託報酬」は2,021,937千円、「投資助言報酬」は294,367千円であります。</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

第21期 (平成19年3月31日現在)	第22期 (平成20年3月31日現在)
<p>1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <p>未収投資顧問料 213,926千円 差入保証金 204,060千円</p> <p>2 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。</p> <p>建物 52,963千円 器具備品 259,027千円</p> <p>3 担保提供資産 「有価証券に係る投資顧問業の規則等に関する法律」(昭和61年法律第74号)の規定に基づく営業保証金として、25,000千円を供託しております。</p>	<p>1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <p>未収運用受託報酬 59,608千円 未収投資助言報酬 155,620千円 長期差入保証金 204,060千円</p> <p>2 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。</p> <p>建物 60,908千円 器具備品 230,076千円</p> <p>_____</p>

(損益計算書関係)

第21期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	第22期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
<p>1 役員報酬の限度額は次のとおりであります。</p> <p>取締役 月額 20,000千円以内 監査役 月額 2,000千円以内</p> <p>2 全て関係会社に対する金額であります。</p> <p>3 固定資産除却損は器具備品156千円であります。</p>	<p>_____</p> <p>2 同左</p> <p>3 固定資産除却損は器具備品1,653千円であります。</p> <p>4 和解金は、元従業員との雇用契約上発生したものであります。</p>

(株主資本等変動計算書関係)

第21期(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

1.発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式	12,601株	-	-	12,601株

2.自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3.新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4.配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成18年6月28日定時株主総会	普通株式	135,000,056円	10,713円44銭	平成18年3月31日	平成18年6月28日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成19年6月26日定時株主総会	普通株式	200,000,047円	利益剰余金	15,871円76銭	平成19年3月31日	平成19年6月26日

第22期(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

1.発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式	12,601株	-	-	12,601株

2.自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3.新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4.配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成19年6月26日定時株主総会	普通株式	200,000,047円	15,871円76銭	平成19年3月31日	平成19年6月26日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成20年6月25日定時株主総会	普通株式	150,000,035円	利益剰余金	11,903円82銭	平成20年3月31日	平成20年6月25日

(リース取引関係)

第21期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	第22期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
内容の重要性が乏しく、契約1件あたりの金額が少額なリース取引のため、財務諸表等規則第8条の6第6項の規定により注記を省略しております。	同左

(有価証券関係)

第21期(平成19年3月31日現在)

1. その他有価証券で時価のあるもの

該当事項はありません。

2. 時価評価のされていない主な有価証券の内容及び貸借対照表計上額

内 容	貸借対照表計上額	摘 要
その他有価証券 非上場株式(店頭売買株式を除く)	千円 2,000	

3. その他有価証券のうち満期があるものの今後の償還予定額

該当事項はありません。

第22期(平成20年3月31日現在)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

第21期(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので該当事項はありません。

第22期(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として適格退職年金制度及び退職一時金制度を併用しております。

2. 退職給付債務及びその内訳

	第21期 (平成19年3月31日)	第22期 (平成20年3月31日)
(1)退職給付債務(期末現在の責任準備金)(千円)	293,228	256,212
(2)年金資産(千円)	211,171	159,648
(3)未積立退職給付債務(1)+(2)(千円)	82,057	96,563
(4)退職給付引当金(3)(千円)	82,057	96,563

3. 退職給付費用の内訳

	第21期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	第22期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
退職給付費用	24,549	50,414
(1)勤務費用(千円)	24,549	50,414

(ストック・オプション等関係)

第21期(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

該当事項はありません。

第22期(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

第21期 (平成19年3月31日現在)	第22期 (平成20年3月31日現在)																																																												
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">繰延税金資産</td> <td style="text-align: right;">千円</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td style="text-align: right;">13,391</td> </tr> <tr> <td>未払費用否認</td> <td style="text-align: right;">6,386</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額否認</td> <td style="text-align: right;">34,178</td> </tr> <tr> <td>ゴルフ会員権評価損否認</td> <td style="text-align: right;">18,052</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入限度超過額</td> <td style="text-align: right;">19,327</td> </tr> <tr> <td>未払福利厚生費否認</td> <td style="text-align: right;">8,872</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金繰入限度超過額</td> <td style="text-align: right;">33,389</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">1,941</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right;">135,540</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">37,380</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right;">98,159</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特別償却準備金</td> <td style="text-align: right;">202</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right;">202</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right;">97,956</td> </tr> </table>	繰延税金資産	千円	未払事業税	13,391	未払費用否認	6,386	賞与引当金繰入額否認	34,178	ゴルフ会員権評価損否認	18,052	貸倒引当金繰入限度超過額	19,327	未払福利厚生費否認	8,872	退職給付引当金繰入限度超過額	33,389	その他	1,941	繰延税金資産小計	135,540	評価性引当額	37,380	繰延税金資産合計	98,159	繰延税金負債		特別償却準備金	202	繰延税金負債合計	202	繰延税金資産の純額	97,956	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">繰延税金資産</td> <td style="text-align: right;">千円</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td style="text-align: right;">20,393</td> </tr> <tr> <td>未払費用否認</td> <td style="text-align: right;">15,522</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額否認</td> <td style="text-align: right;">54,644</td> </tr> <tr> <td>ゴルフ会員権評価損否認</td> <td style="text-align: right;">18,052</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入限度超過額</td> <td style="text-align: right;">18,962</td> </tr> <tr> <td>未払福利厚生費否認</td> <td style="text-align: right;">9,878</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金繰入限度超過額</td> <td style="text-align: right;">39,292</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">2,325</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right;">179,068</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">21,403</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right;">157,665</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right;">157,665</td> </tr> </table>	繰延税金資産	千円	未払事業税	20,393	未払費用否認	15,522	賞与引当金繰入額否認	54,644	ゴルフ会員権評価損否認	18,052	貸倒引当金繰入限度超過額	18,962	未払福利厚生費否認	9,878	退職給付引当金繰入限度超過額	39,292	その他	2,325	繰延税金資産小計	179,068	評価性引当額	21,403	繰延税金資産合計	157,665	繰延税金負債	-	繰延税金資産の純額	157,665
繰延税金資産	千円																																																												
未払事業税	13,391																																																												
未払費用否認	6,386																																																												
賞与引当金繰入額否認	34,178																																																												
ゴルフ会員権評価損否認	18,052																																																												
貸倒引当金繰入限度超過額	19,327																																																												
未払福利厚生費否認	8,872																																																												
退職給付引当金繰入限度超過額	33,389																																																												
その他	1,941																																																												
繰延税金資産小計	135,540																																																												
評価性引当額	37,380																																																												
繰延税金資産合計	98,159																																																												
繰延税金負債																																																													
特別償却準備金	202																																																												
繰延税金負債合計	202																																																												
繰延税金資産の純額	97,956																																																												
繰延税金資産	千円																																																												
未払事業税	20,393																																																												
未払費用否認	15,522																																																												
賞与引当金繰入額否認	54,644																																																												
ゴルフ会員権評価損否認	18,052																																																												
貸倒引当金繰入限度超過額	18,962																																																												
未払福利厚生費否認	9,878																																																												
退職給付引当金繰入限度超過額	39,292																																																												
その他	2,325																																																												
繰延税金資産小計	179,068																																																												
評価性引当額	21,403																																																												
繰延税金資産合計	157,665																																																												
繰延税金負債	-																																																												
繰延税金資産の純額	157,665																																																												
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の百分の五以下であるため、注記を省略しております。</p>	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <p style="text-align: center;">同左</p>																																																												

(企業結合等関係)

第21期(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)
該当事項はありません。

第22期(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)
該当事項はありません。

(持分法損益等)

第21期(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)
該当事項はありません。

第22期(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)
該当事項はありません。

(関連当事者との取引)

第21期(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)
親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合
親会社	明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区	120,000百万円	生命保険業	(被所有) 直接90%

関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員の兼任等	事業上の関係				
役員2名	投資顧問運用助言及び設備の賃借	投資顧問料	347,047千円	未収投資顧問料	213,926千円
		事務所家賃	227,461千円	前払家賃	20,861千円
		-	-	長期差入保証金	204,060千円

取引条件ないし取引条件の決定方針等

投資顧問料については、投資顧問契約に基づき顧問料を算出しております。
 事務所の家賃については、近隣の取引情勢に基づいて、契約により所定金額を決定しております。
 (注)上記取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

第22期(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合
親会社	明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区	60,000百万円	生命保険業	(被所有) 直接90%

関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員の兼任等	事業上の関係				
役員2名	投資顧問運用助言及び設備の賃借	運用受託報酬	52,178千円	未収運用受託報酬	56,608千円
		投資助言報酬	296,031千円	未収投資助言報酬	155,620千円
		事務所家賃	246,356千円	前払家賃	20,862千円
		-	-	長期差入保証金	204,060千円

取引条件ないし取引条件の決定方針等

運用受託報酬および投資助言報酬については、投資一任契約に基づき報酬を算出しております。
 事務所の家賃については、近隣の取引情勢に基づいて、契約により所定金額を決定しております。
 (注)上記取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(1株当たり情報)

	第21期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	第22期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
1株当たり純資産額	481,797円27銭	504,494円56銭
1株当たり当期純利益	26,124円86銭	38,569円04銭

(注)1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
 2. 算定上の基礎は、以下のとおりであります。

1株当たり純資産額

	第21期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	第22期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
貸借対照表の純資産の部の合計金額(千円)	6,071,127	6,357,135
普通株式に係る純資産額(千円)	6,071,127	6,357,135
差額の主な内訳	-	-
普通株式の発行済株式数	12,601	12,601
普通株式の自己株式数	-	-
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	12,601	12,601

1株当たり当期純利益

	第21期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	第22期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
当期純利益(千円)	329,199	486,008
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株主に係る当期純利益	329,199	486,008
期中平均株式数(株)	12,601	12,601

(重要な後発事象)

第21期(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)
 該当事項はありません。

第22期(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)
 該当事項はありません。

[次へ](#)

中間財務諸表等
中間財務諸表

中間貸借対照表

(単位：千円)

当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	
資産の部	
流動資産	
現金・預金	5,145,494
未収委託者報酬	265,314
未収運用受託報酬	701,381
未収投資助言報酬	150,835
繰延税金資産	49,667
その他	101,410
流動資産合計	6,414,104
固定資産	
有形固定資産	*1) 276,400
無形固定資産	20,854
投資その他の資産	321,585
長期差入保証金	229,426
繰延税金資産	85,725
その他	53,433
貸倒引当金	47,000
固定資産合計	618,840
資産合計	7,032,944
負債の部	
流動負債	
未払償還金	26,039
未払手数料	150,792
未払法人税等	41,147
賞与引当金	83,272
その他	*2) 275,549
流動負債合計	576,801
固定負債	
退職給付引当金	171,098
固定負債合計	171,098
負債合計	747,899
純資産の部	
株主資本	
資本金	1,000,000
資本剰余金	
資本準備金	660,443
資本剰余金合計	660,443
利益剰余金	
利益準備金	83,040
その他利益準備金	
別途積立金	3,092,001
繰越利益剰余金	1,449,560
利益剰余金合計	4,624,601
株主資本合計	6,285,045
純資産合計	6,285,045
負債純資産合計	7,032,944

中間損益計算書

(単位：千円)

当中間会計期間	
(自平成20年4月1日	
至平成20年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	1,556,137
運用受託報酬	993,842
投資助言報酬	143,652
営業収益合計	2,693,632
営業費用	
支払手数料	905,167
その他営業費用	500,453
営業費用合計	1,405,620
一般管理費	*1) 1,152,916
営業利益	135,095
営業外収益	*2) 7,141
営業外費用	*3) 2,320
経常利益	139,916
特別利益	-
特別損失	
固定資産除却損	*4) 2,770
特別損失合計	2,770
税引前中間純利益	137,145
法人税、住民税及び事業税	36,964
法人税等調整額	22,272
中間純利益	77,909

中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
株主資本	
資本金	
前期末残高	1,000,000
当中間期変動額	-
当中間期末残高	1,000,000
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	660,443
当中間期変動額	-
当中間期末残高	660,443
資本剰余金合計	
前期末残高	660,443
当中間期変動額	-
当中間期末残高	660,443
利益剰余金	
利益準備金	
前期末残高	83,040
当中間期変動額	-
当中間期末残高	83,040
その他利益剰余金	
別途積立金	
前期末残高	3,092,001
当中間期変動額	-
当中間期末残高	3,092,001
繰越利益剰余金	
前期末残高	1,521,650
当中間期変動額	
剰余金の配当	150,000
中間純利益	77,909
当中間期変動額合計	72,090
当中間期末残高	1,449,560
利益剰余金合計	
前期末残高	4,696,692
当中間期変動額	
剰余金の配当	150,000
中間純利益	77,909
当中間期変動額合計	72,090
当中間期末残高	4,624,601
株主資本合計	
前期末残高	6,357,135
当中間期変動額	
剰余金の配当	150,000
中間純利益	77,909
当中間期変動額合計	72,090
当中間期末残高	6,285,045

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

当中間会計期間
(自 平成20年4月1日
至 平成20年9月30日)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
有価証券はすべて「**其他有価証券**」として扱い、評価方法は次のとおりであります。
 - (1) 時価のあるもの
中間会計期間末日の市場価格に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定しております。)
 - (2) 時価のないもの
総平均法による原価法
2. 固定資産の減価償却方法
 - (1) 有形固定資産 定額法
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 3～18年
器具備品 3～20年
 - (2) 無形固定資産 定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。
3. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金は、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を勘察し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金は、従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。
 - (3) 退職給付引当金は、従業員に対する退職金の支払に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を、簡便法により計上しております。
4. リース取引の処理方法
リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

(会計方針の変更)
当中間会計期間から平成19年3月30日改正の「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第16号)を適用しております。
これによる損益への影響はありません。
5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理方法
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期末 (平成20年9月30日)	
*1有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。	
建 物	64,901千円
器具備品	185,757千円
*2 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。	

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	
*1当中間会計期間末の減価償却実施額は次のとおりであります。	
有形固定資産	25,620千円
無形固定資産	2,413千円
*2営業外収益のうち主なもの	
受取利息	7,008千円
*3営業外費用のうち主なもの	
償還金等時効完成分支払額	2,103千円
*4固定資産除却損の内訳	
器具備品	2,770千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)					
1. 発行済株式に関する事項					
株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末	
普通株式	12,601株	-	-	12,601株	
2. 自己株式に関する事項 該当事項はありません。					
3. 新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。					
4. 配当に関する事項					
(1) 配当金支払額					
決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成20年6月25日 定時株主総会	普通株式	150,000千円	11,903円82銭	平成20年3月31日	平成20年6月25日
(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの 該当事項はありません。					

(リース取引関係)

当中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(有価証券関係)

当中間会計期間末(平成20年9月30日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当中間会計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

当中間会計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

当中間会計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	
1株当たり純資産額	498,773円54銭
1株当たり中間純利益	6,182円80銭

(注)1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2. 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	
中間損益計算書上の中間純利益(千円)	77,909
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株主に係る中間純利益(千円)	77,909
普通株式の期中平均株式数(株)	12,601

(重要な後発事象)

当中間会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1)自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2)運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3)通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4)委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5)上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要となります。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】**1【名称、資本金の額及び事業の内容】**

(1)受託会社

(平成21年3月31日現在)

(A)名称	(B)資本金の額（百万円）	(C)事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

(平成21年3月31日現在)

(A)名称	(B)資本金の額（百万円）	(C)事業の内容
明治安田生命保険相互会社	410,000	保険業法に基づき生命保険業を営んでいます。

明治安田生命保険相互会社の資本金の額は「基金」および「基金償却積立金」の合計額です。

2【関係業務の概要】

(1)受託会社

ファンドの受託者として、ファンドの信託財産の保管・管理・計算、その他付随する業務等を行います。なお、受託者は、信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することがあります。

(2)販売会社

ファンドの販売会社として、募集・販売の取扱い、受益者に対する運用報告書の交付、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

3【資本関係】

(1)受託会社

該当事項はありません。

(2)販売会社

「販売会社」である明治安田生命保険相互会社は、委託会社の株主であり、その保有株は11,340株（持株比率90.0%）です。

〔参考情報：再信託受託会社の概要〕

1.名称、資本金の額及び事業の内容

- (A)名称 : 日本マスタートラスト信託銀行株式会社
 (B)資本金の額 : 平成21年3月31日現在、10,000百万円
 (C)事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

2.関係業務の概要

受託会社との信託契約（再信託契約）に基づき、当ファンドの信託事務の一部（信託財産の管理）を委託され、その事務を行うことがあります。

3.資本金関係

該当ありません。

第3【参考情報】

委託会社は、当計算期間において、次の書類を提出しております。

- | | |
|------------------|-------------|
| (1)有価証券届出書 | 平成20年5月15日 |
| (2)有価証券報告書 | 平成20年5月15日 |
| (3)有価証券届出書の訂正届出書 | 平成20年11月14日 |
| | 平成20年12月1日 |
| (4)半期報告書 | 平成20年11月14日 |
| (5)半期報告書の訂正報告書 | 平成20年12月1日 |

独立監査人の監査報告書

平成21年4月6日

MDAMアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 森 公高
業務執行社員指定社員 公認会計士 辻前 正紀
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている明治ドレスナーDC日本株式アクティブ・ポートフォリオの平成20年2月16日から平成21年2月16日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治ドレスナーDC日本株式アクティブ・ポートフォリオの平成21年2月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

MDAMアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月25日

明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	森 公高
指定社員 業務執行社員	公認会計士	奥村 始史
指定社員 業務執行社員	公認会計士	辻前 正紀

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注)1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 当事業年度の財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[委託会社の監査報告書（中間）へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月13日

明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員	公認会計士	森 公高
業務執行社員		
指定社員	公認会計士	奥村 始史
業務執行社員		
指定社員	公認会計士	辻前 正紀
業務執行社員		

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第23期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注)1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年4月4日

明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	森 公高
----------------	-------	------

指定社員 業務執行社員	公認会計士	奥村 始史
----------------	-------	-------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている明治ドレスナーDC日本株式アクティブ・ポートフォリオの平成19年2月16日から平成20年2月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治ドレスナーDC日本株式アクティブ・ポートフォリオの平成20年2月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 前計算期間の財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[委託会社の監査報告書（前期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成19年6月26日

明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	森 公高
指定社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木 敏夫
指定社員 業務執行社員	公認会計士	奥村 始史

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 前事業年度の財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。